

社会保障協定締結による日系企業の 社会保険料負担軽減額の推計

——イギリスの日系企業の場合——

御 船 洋

目 次

はじめに

- 1 イギリスに進出している日系企業の実態
 - 1-1 イギリスの在留邦人数
 - 1-2 イギリスに進出している日系企業数
 - 2 イギリスの日系企業への派遣従業員数の推計
 - 2-1 年代別・男女別派遣従業員数の推計
 - 2-2 産業中分類による業種別・年代別・男女別派遣従業員数の推計
 - 3 イギリスの公的年金制度の概要
 - 4 イギリスにおける日系企業の社会保険料負担軽減額の推計
 - 4-1 業種別・年代別・男女別の賃金の推計
 - 4-2 社会保険料負担軽減額の推計
- おわりに

はじめに

海外に進出する日系企業の数が増加している。「海外在留邦人数調査統計 令和元年版」(外務省領事局政策課)によれば、外務省が海外の日系企業数(拠点数)¹⁾の統計を取り始めた2005年に約3.5万(拠点)だったものが、

1) 「拠点数」とは、事業所の数を表す。たとえば同一企業が同じ国の3都市に支店を持つ場合、拠点数は3とカウントされる。したがって、通常、企業

2018年には約7.8万（拠点）へと、2.2倍になっている。それに伴って、海外在留邦人数も増加し、2005年に約101万人だったものが、2018年には約139万人へと、30%以上増加している。

企業が海外進出する場合には様々な問題に直面するが、その中でも重要な問題の1つが社会保険料負担、とりわけ公的年金保険料負担の問題である。具体的には次の2つの問題が生じる。

① 二重加入、二重負担の問題

企業から派遣されて海外勤務する従業員は、相手国の公的年金制度に加入し、年金保険料を負担しなければならない。通常、海外勤務中も自国で加入している公的年金制度は継続するから、結局、自国と相手国の両方で年金保険料を支払うことになる。これが公的年金制度の「二重加入」「二重負担」の問題である。

② 年金保険料の掛け捨ての問題

大多数の国では、公的年金の受給資格期間（公的年金が受給できるための加入期間）を設けている。相手国に滞在中、相手国の公的年金制度に加入して保険料を支払っても、加入期間が受給資格期間よりも短い場合には、相手国からの年金支給を受けられない。つまり、海外勤務中の年金保険料が「掛け捨て」になってしまうのである。

この2つの問題を回避するために2国間で締結されるのが「社会保障協定」(social security agreement)である。社会保障協定が結ばれると、海外派遣従業員の相手国滞在期間が原則5年以内であれば、相手国の公的年金制度に加入する必要はなくなって「二重加入」が回避でき、年金保険料の「二重負担」はなくなる。一方、年金保険料の掛け捨ての問題については、自国の公的年金制度への加入期間と相手国の公的年金制度への加入期間を

数よりも拠点数の方が多い。ただし、本稿では、拠点数も「○社」と数えて表記することとする。

通算できるようになる。したがって、仮に「二重加入」の期間が全くない場合、相手国の公的年金制度加入期間が相手国の受給資格期間よりも短く、かつ、自国の公的年金制度加入期間が自国の受給資格期間よりも短くても、公的年金制度加入期間を通算した年数が各国の受給資格期間よりも長ければ、両方の国から（老齢）年金給付を受け取れ、年金保険料の「掛け捨て」は一切なくなる²⁾。

日本は、現在（2021年6月現在）、23か国と社会保障協定を締結している。そのうち、協定発効済の国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国の20か国である。署名済だが協定未発効の国はイタリア、スウェーデン、フィンランドの3か国である³⁾。

本稿では、日本との社会保障協定発効国のうち、イギリス（2000年2月29日署名、2001年2月1日発効）⁴⁾を取り上げ、イギリスに進出している日系企業が日英社会保障協定の存在によって、社会保険料負担をどのくらい節

2) これらの問題についてのより詳しい説明は、御船（2010）（2018a）を参照せよ。

3) 23か国のうち、一番最近署名が行われたのはフィンランドである（2019年9月23日署名）。署名済でも協定が未発効であれば、年金保険料の二重負担防止と年金加入期間通算の措置は発動しないが、署名済で協定未発効だった国のうち、スロバキアとの社会保障協定（2017年1月30日署名）が2019年7月1日に、中国との社会保障協定（2018年5月9日署名）が2019年9月1日に、それぞれ発効した。なお、23か国のうち、イギリス、韓国、イタリア、中国の4か国との社会保障協定には、年金保険料の二重負担防止措置のみが含まれ、年金加入期間の通算措置は含まれていないが、他の19か国との社会保障協定には両方が含まれている。

4) イギリスとの社会保障協定の正式名称は「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国との間の協定」であるが、以下では「日英社会保障協定」と略称する。

約できているかを推計し、それによって社会保障協定の重要性を浮き彫りにしたい。

議論は次の順序で行う。まず1節で、イギリスにおける日系企業の実態をデータを用いて明らかにする。次に2節で、それを踏まえてイギリスの日系企業で働いている派遣従業員数を、産業別・業種別・年代別・男女別に推計する。続いて3節で、イギリスの公的年金制度についてその概要を説明する。最後に4節で、2節で推計した派遣従業員数を業種別・年代別・男女別の賃金水準のデータと突き合わせることによって、イギリスへの海外派遣従業員の賃金水準を計算する。そして、イギリスの年金保険料率を用いて年金保険料の金額を求め、それらを集計して最終的に海外派遣従業員全体の社会保険料の合計額（負担軽減額）を推計する。

なお、本研究の先行研究といえるものは、筆者自身の研究⁵⁾を除くとわずか2件を数えるのみである。すなわち、日本経済団体連合会は日本在外企業協会、日本貿易会と連名で、これまでに社会保障協定の促進に関する意見書を3回出しているが⁶⁾、そのうち2006年10月に発表された意見書「社

5) 御船 (2010) (2018a) (2018b) (2019a) (2019b) (2019c) (2019d) (2020a) (2020b) (2020c) (2020d) (2021a) (2021b) (2021c) を参照されたい。

6) 「社会保障協定の早期締結を求める」(2002年9月17日), 「社会保障協定の一層の締結促進を求める」(2006年10月17日), 「社会保障協定に関する要望」(2011年6月14日), 「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」(2018年6月19日)の4つの意見書である。「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」という要望書が出された背景には、ベトナムの改正社会保険法の施行に伴い、2018年1月から外国人労働者もベトナムの社会保険の加入対象となり、社会保険料負担が義務化され、二重負担が生じているという状況がある。なお、同要望書には、同様に社会保険料の二重負担が発生しているメキシコ、タイ、インドネシアに対しても早急に社会保障協定締結の交渉を開始すべきとの意見も表明されている。さらに最近の動向について補足しておく、日本経済団体連合会は日韓経済協会と連名で2018年9月18日に「日韓社会保障協定に関する要望」を提出した。日本は韓国とはすでに2005年に

社会保障協定の一層の締結促進を求める」に添付された「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算」において、2005年にASEAN, EU, 中南米の24か国において実態調査を行った結果、13か国(イタリア, チェコ, ブラジル, スペイン, ハンガリー, スウェーデン, フィリピン, オーストリア, メキシコ, ポーランド, ギリシャ, アルゼンチン, ベネズエラ)で社会保険料の二重払いが生じていたことを明らかにし、その金額が13か国合計で約120億円となったという推計結果を公表した。

また、2011年6月の意見書において、社会保障協定発効済の12か国(当時は12か国だった)における社会保険料の負担軽減効果は合計で約770億円であったことを紹介している。ただし、推計方法や使用データ等、詳細は明らかにされていない。本稿は、こうした研究の隙間を埋めようとする一連の研究の1つである⁷⁾。

1 イギリスに進出している日系企業の実態

1-1 イギリスの在留邦人数

外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」によ

公的年金制度に関して社会保障協定を締結しているが、それにより年金の二重加入問題は解消したものの、年金の受給資格期間の期間通算の規定は除かれているため(注3)を参照)、日系企業の派遣従業員の派遣期間が5年を超えた場合に年金保険料が掛け捨てになる事態が生じている。そこで、社会保障協定を改定して期間通算の規定を加えるべきだとの要望が出された。

7) 実は、社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額は、ほとんどすべての社会保障協定について政府の試算結果が公表されている。その金額は、外務省のホームページにおいて、各国との社会保障協定のサイトの「概要」という資料に記載されている。試算は厚生労働省が行っているようだが、使用データ、算出方法等の詳細は一切公表されていないので確認のしようがない。また、金額の大きさは(試算時期の違い等もあって)経団連等が行った試算額と比較しても大きく乖離しているケースが多い。

れば、2016年10月1日現在におけるイギリスの在留邦人数は64,968人であり、その内訳は表1のとおりである。

ここで「在留邦人」とは、海外（本稿の場合にはイギリス）に3か月以上在留している日本国籍を有する者を指す。在留邦人は「永住者」と「長期滞在者」の2つに分けられる。「長期滞在者」とは、3か月以上の海外在留者のうち、海外での生活は一時的なもので、いずれ日本に戻るつもり

表1 イギリスの在留邦人数（2016年10月1日現在）

(1) 在留タイプ別

(単位：人)

在留タイプ	総数 ^(a) (=b+c) (=a ₁ +a ₂)	男性 (a ₁) (=b ₁ +c ₁)	女性 (a ₂) (=b ₂ +c ₂)	本人 (b) (=b ₁ +b ₂)	男性 (b ₁)	女性 (b ₂)	同居 家族 ^(c) (=c ₁ +c ₂)	男性 (c ₁)	女性 (c ₂)
永住者	19,785	5,890	13,895	11,239	1,584	9,655	8,546	4,306	4,240
長期滞在者	45,183	18,880	26,303	28,953	13,017	15,936	16,230	5,863	10,367
民間企業関係者	17,841	9,241	8,600	8,476	6,407	2,069	9,365	2,834	6,531
報道関係者	295	139	156	125	89	36	170	50	120
自由業関係者	2,505	988	1,517	1,546	588	958	959	400	559
留学生・研究者・教師	16,461	5,681	10,780	14,407	4,922	9,485	2,054	759	1,295
政府関係職員	743	373	370	393	273	120	350	100	250
その他	7,338	2,458	4,880	4,006	738	3,268	3,332	1,720	1,612
在留邦人全体	64,968	24,770	40,198	40,192	14,601	25,591	24,776	10,169	14,607

(2) 年代別

(単位：人)

年代	総数	男性	女性
60歳以上	3,984	1,408	2,576
50歳代	6,761	2,361	4,400
40歳代	15,938	4,761	11,177
30歳代	14,850	5,281	9,569
20歳代	8,298	3,265	5,033
20歳未満	15,137	7,694	7,443
在留邦人全体	64,968	24,770	40,198

(出所) 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」。

邦人を指す。一方「永住者」とは、(原則として)当該在留国等より永住権を認められており、生活の本拠をわが国から海外へ移した邦人を指す。

「本人」とは、「在留届の筆頭者」を指す(住民票でいう「世帯主」に相当する)。また、「同居家族」とは、「在留届の『同居家族』欄に記載されている者」を指す。

さて、表1-(1)によれば、イギリスの在留邦人数64,968人のうち、永住者は19,785人(30.5%)、長期滞在者は45,183人(69.5%)である。前年(2015年)と比べてみると、在留邦人数は3,029人(4.5%)減少しているが、その内訳は、永住者が854人増加しているのに対し(前年比4.5%増)、長期滞在者が3,883人減少している(前年比7.9%減)。

「民間企業関係者」とは、以下の者を指す。

- (ア) 商社、銀行、証券、保険、製造業、運輸(船舶、航空)、土木、建設、広告、宣伝、水産、鉱業、林業、旅行斡旋、倉庫、不動産、その他の営利企業およびその関連団体の職員(現地採用職員を含む。以下同じ)
 - (イ) 経済団体(NGO、NPO等を含む)の職員
 - (ウ) 外国企業(本邦における支社や現地法人の有無を問わない)の職員
- 「報道関係者」とは、以下の者を指す。
- (エ) 新聞、雑誌、放送、通信社など報道機関の特派員
 - (オ) 上記報道機関の現地採用職員

本稿における分析対象は日系企業の派遣従業員であるので、自由業や自営業の人は除かれる。定義により「報道関係者」とは「報道機関の特派員」なので、ここには個人ジャーナリストは含まれていないとみなすことができる。ゆえに、分析対象を「民間企業関係者」と「報道関係者」に限定して差し支えないと思われる。

表1-(1)における分析対象は、民間企業関係者(17,841人)のうちの「本人」と報道関係者(295人)のうちの「本人」の合計であり、その人数は、

8,601人である。その男女別内訳は男性が6,496人、女性が2,105人となっている。

以下では民間企業に報道関係企業を含めて「民間企業」と呼ぶこととする。

在留邦人の年代別人数をみると（表1-(2)）、40歳代が最も多く（15,938人、24.5%）、次いで20歳未満（15,137人、23.3%）、30歳代（14,850人、22.9%）の順になっており、この3つの年代で全体の70%を超える。

1-2 イギリスに進出している日系企業数

次に、表2に記載されている各項目に従って「日系企業」に関連する用語の意味を確認しておこう。

まず「日系企業」とは、本邦企業（または日本人）が出資している海外の企業を指す。日系企業は、大きく「本邦企業」と「現地法人企業」の2つに分けられる。

本邦企業とは現地法人化されていない日系企業であり、日本国内に登録されている（本社がある）企業を指す。本邦企業は「支店」と「駐在員事務所、出張所等」の2つに区分される。一方、現地法人企業とは、本邦企業（または日本人）が海外に設立した現地法人を指す。現地法人企業は、さらに「本邦企業が海外に設立した現地法人」と「日本人が海外に渡って興した企業」の2つに区分される。

本邦企業が海外に設立した現地法人は、「本邦企業が100%出資した現地法人」と「本邦企業が外国企業との共同出資で設立した現地法人（合弁企業）」の2つを指す。なお、本邦企業が100%出資した現地法人は、「本店」と「支店、駐在員事務所、出張所等」の2つに区分されている。

「日本人が海外で興した企業」とは、日本人が、本邦企業とは関係なく、海外に渡って興した企業を指す。

表2 イギリスに進出している日系企業数(2016年)【外務省データ】
(1) 進出形態別企業数 (単位:社, %)

進出形態	企業数	割合
本邦企業	129	12.9
支店	82	8.2
駐在員事務所, 出張所等	47	4.7
現地法人企業	852	85.4
本店	468	46.9
支店等	187	18.7
合弁企業	70	7.0
日本人が海外で興した企業	127	12.7
区分不明	17	1.7
合 計	998	100.0

(2) 産業別企業数 (単位:社, %)

産 業	企業数	割合
農業, 林業	3	0.3
鉱業, 採石業, 砂利採取業	12	1.2
建設業	7	0.7
製造業	370	37.1
電気・ガス・熱供給・水道業	13	1.3
情報通信業	40	4.0
運輸業, 郵便業	54	5.4
卸売業, 小売業	124	12.4
金融業, 保険業	89	8.9
不動産業, 物品賃貸業	19	1.9
学術研究, 専門・技術サービス業	26	2.6
宿泊業, 飲食サービス業	35	3.5
生活関連サービス業, 娯楽業	10	1.0
教育, 学習支援業	19	1.9
医療, 福祉	15	1.5
複合サービス事業	17	1.7
サービス業(他に分類されないもの)	82	8.2
公務(他に分類されるものを除く)	5	0.5
分類不能の産業	37	3.7
区分不明	21	2.1
合 計	998	100.0

(出所) 表1と同じ。

表 2-(1)によれば、2016年10月現在、イギリスに進出している日系企業数(拠点数)は998社である。前年と比べると23社(2.3%)減少している。2006年10月には1,004社であったから、10年前と比べても微減している。日系企業のイギリスへの進出形態では、現地法人企業が圧倒的に多いことがわかる(全体の85.45%)。さらに、「日本人が海外で(イギリスで)興した企業」が127社あり、全体の12.7%を占めている⁸⁾。

一方、表 2-(2)で産業別進出企業数をみると、「製造業」、「卸売業、小売業」の数が多く、これらの産業に分類される企業数は、進出企業全体の7割を超えている。

ところで、以上は、外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」に基づくデータ(以下「外務省データ」という)であるが、イギリスの日系企業数を示す統計はもう1種類存在する。それが『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧』に記載されているデータ(以下「東洋経済データ」という)である⁹⁾。2016年10月現在のイギリスの日系企業数について、東洋経済データを示したものが表 3である。

表 2と表 3を比較すると、まず、企業数の合計が若干異なっていることに気付く。表 2の外務省データは、各国在外公館(本稿の場合はイギリスの

8) 「日本人が海外で興した企業」で働く人は、日本の企業から派遣されたわけではないから、厳密に言えば、この人たちを派遣従業員と呼ぶのは適当ではないが、公的年金保険料負担額(軽減額)を推計するという本稿の分析目的からすれば、彼らを他の派遣従業員と同等に扱っても差し支えないと思われる。

9) 実は、海外進出している日系企業に関する資料としては、これらの他に経済産業省が毎年実施している「海外事業活動基本調査」がある。この調査によれば、2016年にイギリスに進出している日系企業数は643社となっていて、外務省データや東洋経済データに比べてはるかに少ない。また、日本からの派遣従業員数に関するデータの記載もない。したがって、本稿ではこの調査の計数は利用しない。

表3 イギリスに進出している日系企業数(2016年)【東洋経済データ】

(1) 進出形態別企業数

(単位:社, %)

進出形態	企業数	割合
本邦企業	99	10.2
現地法人企業	876	89.8
合計	975	100.0

(2) 産業別企業数

(単位:社)

産 業	本 邦 企業数	現地法人 企業数	合 計	派遣従業員 のいない 企業数	派遣従業員 のいる 企業数
農業, 林業		1	1		1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	6	12	18	1	17
建設業		3	3	1	2
製造業	23	215	238	26	212
電気・ガス・熱供給・水道業		9	9	2	7
情報通信業	11	46	57	3	54
運輸業, 郵便業	13	33	46	6	40
卸売業, 小売業	16	294	310	43	267
金融業, 保険業	20	97	117	12	105
不動産業, 物品賃貸業		9	9	3	6
学術研究, 専門・技術サービス業	3	98	101	10	91
宿泊業, 飲食サービス業		2	2		2
生活関連サービス業, 娯楽業	2	10	12	1	11
複合サービス事業	1		1		1
サービス業(他に分類されないもの)	4	47	51	9	42
合計	99	876	975	117	858

(注) 1. 「本邦企業」には, 支店, 駐在員事務所, 出張所等を含む。

2. 「現地法人企業」には, 本店, 支店, 駐在員事務所, 出張所等, 合弁企業, 日本人が海外で興した企業を含む。

(出所) 東洋経済新報社データベース営業部「海外進出企業データ・テキスト版」(2017年版)。

日本大使館等)が収集した情報や各企業へのアンケート調査により得た情報を集約したものである。それに対して, 表3の東洋経済データは, 東洋

経済新報社が国内の企業（6,500社余り）へのアンケート調査で得た情報を集計したものである。回収率は50%台であり、未回答の部分については他の資料や取材によって補っているとのことである。

また、表2と表3の産業別企業数をみると、「製造業」の企業数は外務省データの方が圧倒的に多く（外務省データでは370社、東洋経済データでは

表4 イギリスに進出している産業別日系企業数（2016年）

（単位：社、%）

産 業	企業数	割合
農業，林業	3	0.2
鉱業，採石業，砂利採取業	17	1.4
建設業	7	0.6
製造業	370	30.5
電気・ガス・熱供給・水道業	13	1.1
情報通信業	54	4.4
運輸業，郵便業	54	4.4
卸売業，小売業	267	22.0
金融業，保険業	102	8.4
不動産業，物品賃貸業	19	1.6
学術研究，専門・技術サービス業	91	7.5
宿泊業，飲食サービス業	11	0.9
生活関連サービス業，娯楽業	11	0.9
教育，学習支援業	19	1.6
医療，福祉	15	1.2
複合サービス事業	17	1.4
サービス業（他に分類されないもの）	82	6.7
公務（他に分類されるものを除く）	5	0.4
分類不能の産業	37	3.0
区分不明	21	1.7
合 計	1,215	100.0

（出所） 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計（平成29年要約版）」。東洋経済新報社データベース営業部「海外進出企業データ・テキスト版」（2017年版）。

238社)、「卸売業、小売業」の企業数は東洋経済データの方が圧倒的に多い(外務省データでは124社、東洋経済データでは310社)こともわかる。

さらに表3をみると、現地法人企業や本邦企業の海外支店等に日本から従業員を派遣していない企業が少なくとも117社あることも確認できる(外務省データにはこのデータはない)。

本稿の分析目的がイギリスにおける日系企業の社会保険料負担額(社会保障協定による負担軽減額)を推計することであり、そのためには各企業の派遣従業員の賃金水準を推計する必要があるため、個別企業名を知ることが極めて重要である。外務省データには個別企業のデータが一切ないことを考慮すると東洋経済データの利用は必須である。

以上の点を踏まえ、イギリスに進出している日系企業数については、次のように処理することとした。

① 産業ごとに外務省データと東洋経済データを比較し、より多い方の企業数を採用する。② 派遣従業員がいないことがわかっている企業は企業数にカウントしない。

その結果をまとめたものが表4である。すなわち、われわれは、イギリスの日系企業数(2016年)を1,215社と推計する。

2 イギリスの日系企業への派遣従業員数の推計

2-1 年代別・男女別派遣従業員数の推計

前節において、イギリスの日系企業の総数および派遣従業員総数を確認した。次に、われわれは、各企業で何人の人が働いているかを把握しなければならない。そのための参考になるのが東洋経済データであるが、前述したように、東洋経済データには個別企業名が載っているものの、カバーしている企業の範囲に限界がある。しかも、東洋経済データに企業名が載っていても、派遣従業員数が明記されていないケースが圧倒的に多い。残

念ながら、個別データがない以上、企業別の派遣従業員の実数を把握できない。そこで、なんらかの代替の方法で推計しなければならない。以下では、その推計方法を述べる。

イギリスの日系企業に派遣されている日本人従業員数を年代別・男女別に推計するに当たり、われわれは以下のような仮定を置く。

仮定1：民間企業派遣従業員（本人）の派遣期間は全員5年以内である。

すなわち、民間企業派遣従業員（本人）は全員日英社会保障協定の適用対象となると仮定するのである。

仮定2：民間企業派遣従業員（本人）の中に60歳以上と20歳未満の年代の人はいない。

民間企業の定年年齢を60歳と考えると、60歳以上の高齢の海外派遣従業員（本人）はほとんどいないとみなしても差し支えないのではないか。一方、20歳未満の在留邦人は、ほとんどが海外派遣社員の家族か留学生であって、派遣従業員本人であることはまずないと思われる。この仮定の下、われわれは、20歳代以上60歳代未満の在留邦人数をベースにして推計作業を進めることにする。要するに、民間企業派遣従業員（本人）の総数8,601人は、全員20歳代から50歳代の人たちであるとみなすのである。

次に、民間企業派遣従業員の総数8,601人が年代別にどのように分布しているかを男女別に推計する。ここでも次の仮定を置いて計算する。すなわち、

仮定3：民間企業派遣従業員（男女別）の年代別分布は、在留邦人（男

女別)の(20歳代から50歳代までの)分布と同一である。

表1-(2)より、男性の在留邦人の20歳代から50歳代までの人数の合計は15,668人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20歳代が20.8%、30歳代が33.7%、40歳代が30.4%、50歳代が15.1%となる。この割合を男性の民間企業派遣従業員本人の人数である6,496人に当てはめて計算すると、各年代の人数は、20歳代が1,354人、30歳代が2,189人、40歳代が1,974人、50歳代が979人となる¹⁰⁾。

同様に表1-(2)より、女性の在留邦人の20歳代から50歳代までの人数の合計は30,179人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20歳代が16.7%、30歳代が31.7%、40歳代が37.0%、50歳代が14.6%となる。この割合を女性の民間企業派遣従業員本人の人数である2,105人に当てはめて計算すると、各年代の人数は、20歳代が351人、30歳代が667人、40歳代が780人、50歳代が307人となる。

2-2 産業中分類による業種別・年代別・男女別派遣従業員数の推計

次に、民間企業派遣従業員がどの産業の従業員かを推計する。イギリスに進出している日系企業1,215社の産業別企業数は、表4のとおりであるが、日本標準産業分類によれば、表4の産業の分類は「大分類」に該当する。大分類の下には「中分類」の産業があり、さらにその下に「小分類」の産業がある。ここでは、中分類の産業(以下「業種」と呼ぶ。)における派遣従業員数の推計を行う。業種別派遣従業員数を推計するに当たり、さらに次のような仮定を置くことにする。すなわち、

10) 計算の過程で小数点以下の端数が出るが、それを調整して整数にしている。以下同様。

表5 イギリスの日系企業の業種別・年代別・男女別派遣従業員数 (2016年)

産業	業種	企業数	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
農業、林業		3	3	1	5	2	5	2	2	1	15	6	21
	鉱業、採石業、砂利採取業	17	19	5	31	9	28	11	14	4	92	29	121
	建設業	7	8	2	13	4	11	5	6	2	38	13	51
製造業	食料品	17	19	5	31	9	28	11	14	4	92	29	121
	繊維・衣服	12	13	3	22	7	20	8	10	3	65	21	86
	化学	56	62	16	101	31	91	36	45	14	299	97	396
	医薬品	30	33	9	54	16	49	19	24	8	160	52	212
	石油石炭	7	8	2	13	4	11	5	6	2	38	13	51
	ゴム製品	5	6	1	9	3	8	3	4	1	27	8	35
	ガラス・土石	5	6	1	9	3	8	3	4	1	27	8	35
	非鉄金属	7	8	5	13	4	11	5	6	2	38	16	54
	金属製品	5	6	1	9	3	8	3	4	1	27	8	35
	機械	56	62	16	101	31	91	36	45	14	299	97	396
	電気機器	58	65	17	104	32	94	37	47	15	310	101	411
	輸送機器	58	65	17	104	32	94	37	47	15	310	101	411
	精密機器	24	27	7	43	13	39	15	19	6	128	41	169
	他製造業	30	33	9	54	16	49	19	24	8	160	52	212
電気・ガス・熱供給・水道業	電力・ガス	13	14	4	23	7	21	8	10	3	68	22	90
	通信	6	7	2	11	3	10	4	5	1	33	10	43
情報通信業	放送	5	5	1	9	3	8	3	4	1	26	8	34
	新聞・出版	5	5	1	9	3	8	3	4	1	26	8	34
	情報・システム・ソフト	38	42	11	69	21	62	24	31	10	204	66	270
	貨物運送	9	10	3	16	5	15	6	7	2	48	16	64
運輸業、郵便業	海運	16	18	5	29	9	26	10	13	4	86	28	114
	航空	7	8	2	13	4	11	5	6	2	38	13	51
	倉庫・物流	22	25	6	40	12	36	14	18	6	119	38	157
	総合卸売	15	17	4	27	8	24	10	12	4	80	26	106
繊維・衣服卸売	繊維・衣服卸売	1	1		2	1	2	1	1		6	2	8
	食料品卸売	10	11	3	18	5	16	6	8	3	53	17	70
	化学卸売	13	14	4	23	7	21	8	10	3	68	22	90
	医薬品卸売	14	16	4	25	8	23	9	11	4	75	25	100
	石油・燃料卸売	5	6	1	9	3	8	3	4	1	27	8	35

(単位：人)

ガラス・土石卸売	3	11	3	18	5	2	5	2	2	2	1	15	6	21
鉄鋼・金属卸売	10	41	46	12	74	23	67	26	33	10	3	53	18	71
機械卸売	76	85	22	137	42	123	49	61	19	19	406	132	538	
電気機器卸売	23	26	7	41	13	37	15	19	6	123	41	164		
輸送用機器卸売	21	23	6	38	12	34	13	17	5	112	36	148		
精密機器卸売	25	28	7	45	14	41	16	20	6	134	43	177		
他卸売	1	1	1	2	1	2	1	1	1	6	2	8		
百貨店	1	1	1	2	1	2	1	1	1	6	2	8		
専門店(衣料)	6	7	2	11	3	10	4	5	2	33	11	44		
専門店(その他)	2	2	1	4	3	1	3	1	2	11	4	15		
自動車販売	12	13	3	22	7	19	8	10	3	64	21	85		
銀行	24	27	7	43	13	39	15	19	6	128	41	169		
証券・貸金・信販・カード等	10	11	3	18	5	16	6	8	3	53	17	70		
投資・投資顧問、商品先物	33	37	9	59	18	54	21	27	8	177	56	233		
投資業等	23	26	7	41	13	37	15	18	6	122	41	163		
生命保険、損害保険	13	14	4	23	7	21	8	10	3	68	22	90		
不動産	6	7	2	11	3	10	4	5	1	33	10	43		
リース	8	9	2	14	4	13	5	6	2	42	13	55		
広告	4	4	1	7	2	7	3	3	1	21	7	28		
コンサルティング	79	88	23	142	43	128	51	64	20	422	137	559		
経括会社	5	6	1	9	3	8	3	4	1	27	8	35		
ホテル	6	7	2	11	3	10	4	5	2	33	11	44		
飲食・外食	8	9	2	14	4	13	5	6	2	42	13	55		
旅行	3	3	1	5	2	5	2	1	1	15	6	21		
レジャー・娯楽	19	21	5	34	10	31	12	15	5	101	32	133		
生活関連サービス業、娯楽業	15	17	4	27	8	24	10	12	4	80	26	106		
教育、学習支援業	17	19	5	31	9	28	11	14	4	92	29	121		
医療、福祉	8	9	2	14	4	13	5	6	2	42	13	55		
複合サービス事業	2	2	2	4	1	3	1	2	1	11	3	14		
人材派遣・業務請負等	72	80	21	130	39	117	46	58	18	385	124	509		
機械等修理	5	6	1	9	3	8	3	4	1	27	8	35		
その他のサービス業	37	41	11	67	20	60	24	30	9	198	64	262		
その他のサービス業	21	23	6	38	11	34	14	17	5	112	36	148		
公務(他に分類されるものを除く)	1,215	1,354	351	2,189	667	1,974	780	979	307	6,496	2,105	8,601		
分類不能の産業														
区分不明														
合計														

(出所) 表4と同じ。

仮定4：業種別企業数の分布と、業種別派遣従業員数の分布は同じである。

仮定3と仮定4を置くことにより、業種別・男女別派遣従業員数は次のように推計される。

たとえば産業大分類の「製造業」に属する業種「食料品製造業」について、20歳代男性の派遣従業員数を求めよう。20歳代の男性派遣従業員数は、仮定3に基づく計算により1,354人であることがわかっている。そこで、これに仮定4を加味して計算した結果、食料品製造業の男子の20歳代派遣従業員数は19人となる。

以上と同様なやり方ですべての業種の男女別派遣従業員数を推計することができる¹¹⁾。これらの推計結果をまとめたものが表5である。この表に記載されている計数のうち、確定値は民間企業派遣従業員の男性の人数(6,496人)と女性の人数(2,105人)と合計人数(8,601人)だけであり、他の数値はすべて、上記1から4までの仮定を置いたうえで算出した推計値である。

以上で、イギリスにおける業種別・年代別・男女別の派遣従業員数が推計できた。次の作業は、業種別・年代別・男女別の従業員の賃金を推計することであるが、その前に、次節でイギリスの公的年金制度について概観しておこう。

11) 計算の過程では、当然のことながら小数点以下の端数が出る。人数は整数なので、四捨五入して整数化しているが、それらを合計した人数が、各年代別の推計値と一致しないケースが生じる。その場合には派遣企業の全従業員数の規模等に応じた調整を行っている。

3 イギリスの公的年金制度の概要

本節では、イギリスの公的年金制度の概要を説明する¹²⁾。

イギリスの公的年金制度(老齢年金)は、2016年4月に大きな改革が実施された。それまで「基礎年金」(Basic State Pension)と「報酬比例年金」(State Earnings Related Pensions)(2002年にこれを廃止して「国家第二年金」(State Second Pension)を創設)と呼ばれる付加年金の2階建ての制度(以下「旧制度」という)であったが、改革では、2階部分を廃止して、新たな「国家年金」(State Pension)だけで構成される1階建ての制度(以下「新制度」という)に移行したのである。新たな国家年金制度においては、給付は定額であるが、保険料負担は所得比例のままなので、旧制度に比べて所得再分配効果が大きくなるといわれている。

旧制度は1975年の社会保障法によってその原型が確立された。その際、すでに職域年金(企業年金)が普及していたことを踏まえ、一定の基準を満たす確定給付職域年金の加入者には報酬比例年金の加入が免除された(適用除外制度)。その後、1986年の社会保障法では、適用除外制度の適用範囲が、確定給付職域年金加入者のみではなく、確定拠出職域年金や個人年金の加入者にも拡張されたが、2012年4月以降は、再び適用範囲が確定給付職域年金の加入者のみに変更された。新制度では、こうした付加年金の適用除外制度は廃止された。

2016年における国家年金(老齢年金)の支給開始年齢は、男性65歳、女性63歳である。女性は2018年までに65歳に引き上げられる途中である¹³⁾。

12) 以下の説明は、厚生労働省「2016年海外情勢報告」、藤森(2016)、Social Security Administration(2016)等に多くを負っている。公的年金制度には、以下で説明する老齢年金制度の他に、障害年金制度や遺族年金制度があるが、本稿の趣旨に鑑み、ここでの説明は省略する。

なお、その後は、男女ともに2026年から2028年にかけて67歳に、2044年から2046年にかけて68歳に引き上げる予定である。

老齢年金を満額受給するために必要な有資格年数（保険料拠出年数と保険料免除年数との合計年数）は、旧制度では30年であったが、新制度では35年に延長されている。また、国家年金の最低受給資格期間は10年である¹⁴⁾。すなわち、有資格年数が10年未満では国家年金は1ポンドも受給できない。有資格年数が10～34年の場合の年金受給額は、保険拠出年数に比例した金額となる。

国家年金は、16歳以上年金支給開始年齢前（2016年では男性65歳、女性63歳）までの被用者（民間企業の従業員および公務員）および自営業者は全員強制加入である。ただし、賃金が週給155ポンド（約2.3万円）¹⁵⁾未満の被用者および年間所得5,965ポンド（約88万円）未満の自営業者は保険料納付義務はない。

国家年金の保険料率は次のとおりである。まず、被用者本人の場合、週給155ポンドから827（約12.2万円）ポンドまでの部分の保険料率は12.0%、週給827ポンド超の部分の保険料率は2%である。事業者の保険料率については、被用者本人の週給155ポンド以上の部分の13.8%となっている。一方、自営業者の保険料率は、年間所得5,965ポンド以上であれば、週2.80ポンド（約400円）（定額）、さらに、年間所得が8,060ポンド（約119万円）以上であれば、43,000ポンド（約635万円）までの部分に9%、43,000ポンド超の部分には2%の保険料率が課される。国家年金の財源は上述の保険料

13) ちなみに現在（2020年10月6日以降）の支給開始年齢は男女ともに66歳である。

14) 2016年4月6日以降に受給年齢に達した者に適用される。

15) 1ポンド=147.6円（IMFによる2016年の平均為替レート）で計算している。

のみであり、国庫負担は原則としてない。

なお、上記の算定ルールに基づいて計算される保険料には国家年金だけではなく、雇用および生活支援手当 (Employment and Support Allowance)、遺族年金、障害者年金、傷病手当、出産手当、求職者手当 (Jobseeker's Allowance) 等の財源にもなっている。これらは国民保険 (National Insurance) として一元管理されているためである。

国家年金の給付額は1人当たり週155.65ポンド(約2.3万円)(保険料35年納付の満額支給の場合)である。

国家年金は賦課方式で運営されていて、公的年金の積立金は2か月分程度しかないといわれている。

イギリスは「ゆりかごから墓場まで」という社会保障制度の充実を表すスローガンで有名であるが、実は、イギリスの公的年金給付額の対GDP比は、他の先進諸国に比べて低い。2013年のOECDのデータ (Social Expenditure Database) 等によれば、イギリスが7.0%であるのに対して、アメリカ7.8%、スウェーデン8.9%、ドイツ10.2%、日本11.2%、フランス14.8%となっている。その背景には、①高齢化率が相対的に低いこと(イギリス17.0%、フランス17.7%、スウェーデン19.9%、ドイツ20.8%、日本25.1%、アメリカ14.1%(2013年))、②前述したように、イギリスの年金制度は職域年金(企業年金)からスタートしたという歴史的経緯があり、その影響で旧制度において公的年金制度の付加年金に適用除外制度が設けられていたために公的年金のウェイトが相対的に小さいこと、③1946年の国民保険法により公的年金制度が整備されたが、当初から給付水準が低かったこと、④1980年代に公的年金のスリム化が行われたこと等が挙げられている。

給付水準の低い公的年金制度を補完し、低所得の高齢者を対象とする「年金クレジット」(Pension Credit)制度が2003年10月から導入されている。

年金クレジットは資力調査を実施したうえで受給が決まり、財源は税である。年金クレジットには「保証クレジット」(Guarantee Credit)と「貯蓄クレジット」(Saving Credit)がある。保証クレジットは年金支給開始年齢以上の高齢者で所得が最低所得基準¹⁶⁾に満たない人に対して、その差額を支給する制度である。貯蓄クレジットは、私的年金等に加入して一定以上の所得を持つ高齢者に給付される。一定限度額までは給付額が逦増し、一定限度を超えると給付額が逦減する制度である。ただし、2016年度の新制度移行に伴い、保証クレジットは残存したが、貯蓄クレジットは廃止された。

4 イギリスにおける日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

4-1 業種別・年代別・男女別の賃金の推計

業種別・年代別・男女別の賃金のデータ集としては『賃金センサス』がある。『賃金センサス』には、日本標準産業分類における産業中分類に従い、年齢別(5歳刻み)、男女別、企業規模別、学歴別等に分けた詳細な賃金データおよび関連データが掲載されている。われわれは、こうしたデータを利用して、業種別・年代別・男女別の賃金を推計したが、その際、計算の段階で次のような処理を行った。

- ① われわれの用いた派遣従業員の年代別区分は、10歳刻み(20歳代～50歳代)である。一方、『賃金センサス』における労働者の年代区分は5歳刻みである。したがって、5歳刻みの賃金を10歳刻みの賃金に換算する必要がある。そこで、5歳刻みの2つの賃金をそれぞれの労

16) 2016年度は、単身世帯が週155.60ポンド(約2.3万円)、有配偶者世帯が週237.55ポンド(約3.5万円)である。所得には、公的・私的年金の他に、1万ポンドを超える預貯金などは500ポンド当たり週1ポンドの所得として換算して合算される。

働者数で加重平均を取り、その値を10歳刻みの賃金の代表値とした。

- ② 従業員の賃金は『賃金センサス』における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別支給額」の合計額とした。
- ③ 『賃金センサス』には学歴別（高校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒）に賃金が記載されているが、外務省の「海外在留邦人数調査統計」には派遣従業員の学歴別データがない。そこで、便宜上、男女ともに『賃金センサス』における「学歴計」の賃金データを使用した。
- ④ 『賃金センサス』では、企業規模が3種類に分けられている（従業員1,000人以上、100～999人、10～99人）。イギリスに進出している日系企業の規模はまちまちである。そこで、われわれは東洋経済データを利用して業種ごとに日系企業の企業規模および企業規模別賃金（男女別、年代別）を調べ、それを計算のベースとした。なお、同一業種に企業規模の異なる複数の企業が存在している場合には、企業規模別賃金を当該企業規模に属する企業数で加重平均した金額を求め、それを計算のベースとした¹⁷⁾。
- ⑤ 『賃金センサス』には賃金の記載がない業種がある。その場合には、同一産業内の他の業種で賃金の記載があるものを利用してデータの欠落をカバーした。

上記の処理方針の下で賃金を推計したものが表6である。

17) たとえば、ある業種で日系企業が10社あり、そのうち7社が従業員1,000人以上（Aグループ）の企業、2社が従業員100～999人（Bグループ）の企業、1社が従業員10～99人（Cグループ）だとする。いま、20歳代男性の平均賃金がAグループの企業では W_A 、Bグループの企業では W_B 、Cグループの企業では W_C とすると、この業種の平均賃金を $(W_A \times 7 + W_B \times 2 + W_C \times 1) / 10$ で求めるのである。

表6 イギリスに進出している日系企業の業種別・年代別・男女別賃金(2016年)

産業	業種	日本標準産業分類の 中分類における業種	企業数		企業規模別企業数		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
			A	B	C	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
														企業数
農業	農林業	その他の製造業	3	3	3	3,772	3,528	4,980	3,374	5,839	3,598	6,687	3,297	
	新築・採石業、伊利採取業	新築・採石業、伊利採取業	17	12	5	9,954	3,929	7,242	5,485	9,948	5,441	11,280	5,459	
建設業	建設	総合工事業	7	7	7	5,701	4,061	8,458	5,621	10,021	5,717	10,822	6,288	
	繊維・衣服	繊維工業	12	7	3	3,486	2,933	4,477	3,085	5,223	3,018	5,025	2,732	
製造業	繊維・衣服	繊維工業	17	9	3	3,886	2,913	5,272	3,590	6,656	4,004	7,650	4,012	
	化学	化学工業	56	46	10	4,567	5,080	6,544	5,429	8,440	7,214	10,133	7,079	
	医薬品	化学工業	30	25	5	4,575	5,102	6,558	5,449	8,463	7,251	10,170	7,117	
	石油石炭	石油工業	5	3	2	5,395	3,810	7,420	4,671	9,347	4,181	10,801	5,047	
	ゴム製品	ゴム製品製造業	7	3	2	4,136	3,449	5,208	3,672	6,120	3,959	6,753	3,992	
	ガラス・土石	窯業・土石製品製造業	5	3	2	4,062	3,384	5,574	4,887	6,990	4,117	8,034	4,326	
	非鉄金属	非鉄金属製造業	7	7	7	4,438	3,598	5,754	4,376	7,436	4,900	8,348	4,760	
	金属	金属製品製造業	5	3	2	4,234	3,279	5,175	3,862	6,424	4,181	7,174	4,179	
	機械	生産用機械器具製造業	56	40	16	4,390	3,651	6,071	4,267	7,811	4,881	8,746	5,037	
	電気機器	電気機械器具製造業	58	35	21	4,228	3,531	5,680	3,926	7,270	4,150	8,157	4,515	
	輸送機器	輸送用機械器具製造業	58	49	9	4,480	3,919	6,168	4,628	7,768	5,432	8,682	5,763	
	精密機器	輸送用機械器具製造業	24	20	4	4,243	3,528	5,969	3,823	7,418	4,763	8,718	5,044	
	精密機器	業務用機械器具製造業	24	20	4	4,243	3,528	5,969	3,823	7,418	4,763	8,718	5,044	
	他製造業	その他の製造業	30	16	14	4,181	3,833	5,786	3,998	7,246	4,784	8,025	4,446	
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気	電気業	13	13	13	4,296	3,749	6,442	4,773	8,082	6,046	8,571	6,740
		ガス	ガス業	6	6	6	4,342	3,643	6,276	4,652	8,507	5,011	8,155	5,219
情報通信業	放送	放送業	5	1	2	4,563	4,195	6,564	4,937	9,118	6,803	10,973	8,303	
	新聞・出版	映像・音声・文字情報制作業	5	3	2	4,516	4,273	6,934	5,386	9,209	6,791	10,796	7,768	
	情報・システム、ソフト	情報サービス業	38	28	8	4,595	4,173	6,524	5,145	8,008	5,606	8,968	5,882	
	情報送達	道路貨物運送業	9	6	2	3,904	2,985	4,691	2,976	5,077	3,189	5,185	3,293	
運輸業、郵便業	航空	水運業	16	4	12	4,246	3,813	5,923	4,954	7,223	5,560	7,997	5,329	
	海運	航空運輸業	7	7	7	4,870	3,484	9,500	5,046	16,124	8,060	14,947	9,103	
運輸業、郵便業	倉庫・物流	倉庫業	22	11	11	3,577	3,010	4,217	2,886	4,974	3,047	5,231	2,710	
	倉庫・物流	倉庫業	15	10	4	5,799	5,023	9,699	6,272	12,079	6,583	13,108	7,540	
卸売業、小売業	総合卸売	各商品卸売業	1	1	1	3,572	2,975	4,520	3,383	5,284	3,765	5,591	3,693	
	繊維・衣服等卸売業	繊維・衣服等卸売業	10	6	3	3,874	3,648	5,214	4,120	6,514	4,467	7,312	4,446	
	食料品卸売	飲食料品卸売業	13	10	2	4,287	3,332	6,497	4,365	8,104	5,012	9,102	5,620	
	医薬品卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	14	12	1	4,409	3,972	6,716	4,832	8,738	5,476	9,571	5,893	
	石油・金属卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	5	4	1	4,325	3,562	6,610	4,434	8,264	5,077	9,342	5,727	
	燃料・燃費卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	3	2	1	4,273	3,544	6,431	4,436	8,106	4,998	9,194	5,613	
	ガラス・土石卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	10	7	3	4,286	3,549	6,476	4,436	8,054	5,018	9,231	5,642	
	鉄鋼・金属卸売	機械器具卸売業	41	35	6	4,612	3,846	6,365	4,686	8,525	5,588	10,061	6,814	
	電気機器卸売	機械器具卸売業	76	42	33	4,370	3,731	6,163	4,517	7,949	5,356	9,267	6,194	
	輸送機器卸売	機械器具卸売業	23	18	5	4,556	3,820	6,319	4,647	8,391	5,353	9,878	6,671	
	精密機器卸売	機械器具卸売業	21	13	8	4,391	3,743	6,183	4,534	7,994	5,376	9,333	6,243	
	他卸売	その他の卸売業	25	13	12	4,172	3,700	6,231	4,551	8,091	5,202	8,912	5,240	

百貨店	各種商品小売業	1	1	3,403	3,013	4,755	3,388	5,869	3,489	6,362	3,211
専門店(衣料)	繊維・衣服・身の回り品小売業	1	1	3,274	2,786	4,653	3,135	6,292	2,746	7,073	3,241
専門店(その他)	その他の小売業	6	3	3,194	2,790	4,149	3,225	4,930	3,532	5,366	3,662
専門店販売	機械器具小売業	2	1	4,100	3,502	5,819	4,220	7,476	5,073	8,467	5,698
銀行	銀行業	12	11	4,458	3,741	8,014	5,122	10,476	5,693	9,946	5,250
証券・貸金	貸金業、クレジットカード業	24	20	4,396	3,890	7,110	4,730	8,987	5,490	9,065	5,242
カード等	等非預金信用機関	3	3	5,342	4,378	10,768	7,126	14,251	7,947	13,056	8,244
投資・投資顧問	金融商品取引業、商品先物取引業	10	7	5,000	4,724	11,189	7,223	14,821	8,088	13,467	8,496
投資業等	金融商品取引業、商品先物取引業	33	27	5,593	3,473	8,664	4,060	11,394	4,281	9,980	4,710
生命保険	保険業	23	22	4,722	3,272	7,272	4,150	8,644	5,470	9,228	4,284
不動産	不動産取引業	13	9	3,805	3,453	5,859	4,442	7,823	4,922	8,811	4,617
リース	物品賃貸料	6	4	5,422	4,318	8,877	5,631	11,231	8,304	11,919	9,948
広告	広告業	8	5	4,874	4,434	6,723	5,486	8,901	5,324	8,931	6,743
コンサルティング	専門サービス業(他に分類されないもの)	4	2	5,238	4,487	7,193	5,789	9,519	5,515	9,033	6,456
総合会社	専門サービス業(他に分類されないもの)	79	61	3,093	2,893	4,401	3,695	5,634	3,960	6,141	3,539
ホテル	宿泊業	5	5	2,642	2,484	3,271	2,630	3,705	2,600	3,578	2,575
飲食・外食	飲食店	6	6	3,528	3,128	5,058	3,952	6,240	4,187	6,348	4,395
旅行	その他の生活関連サービス業	8	5	3,488	3,103	4,974	3,897	6,078	4,102	6,249	4,135
レジャー・娯楽	その他の生活関連サービス業	3	1	3,224	2,941	4,421	3,570	5,544	4,244	6,001	4,272
生活関連サービス業、娯楽業	その他の生活関連サービス業	19	※	4,044	3,735	5,514	4,386	7,645	4,812	9,400	4,883
教育、学習支援業	医療業	15	※	3,269	3,038	4,363	3,540	5,543	3,833	6,237	3,707
医療、福祉	介護業	17	※	3,407	2,918	4,017	3,084	4,220	3,109	4,447	3,127
複合サービス事業	職業紹介・労働者派遣業	8	8	4,347	3,533	6,117	3,880	7,586	4,535	8,149	4,351
サービス業	機械等修理業	2	2	3,609	2,902	4,501	3,321	5,046	3,386	4,495	3,079
(他に分類されないもの)	その他のサービス業	72	49	3,516	2,940	4,335	3,333	4,775	3,371	4,417	3,110
公務(他に分類されるものを除く)	その他の事業サービス業	5	※	3,516	2,940	4,335	3,333	4,775	3,371	4,417	3,110
分類不能の産業	その他の事業サービス業	37	※	3,516	2,940	4,335	3,333	4,775	3,371	4,417	3,110
区分不明	その他の事業サービス業	21	※	3,516	2,940	4,335	3,333	4,775	3,371	4,417	3,110
合計		1,215									

(注) 1. 「業種」の表記は東洋経済データにおける分類表記である。
 2. 企業規模の分類は次の通り。A：従業員100～999人。B：従業員100～999人。C：従業員10～99人。
 3. 企業規模別企業数の欄に※印が付いている産業は、当該産業に属する業種も企業規模も不明である。そこで、「賃金センサス」において「企業規模計」に記載されている賃金の額を利用している。
 4. 「賃金センサス」には農業・林業の賃金データは掲載されていない。東洋経済データにおいて「農林水産」に分類されている企業(「サカタのタネ」)の事業内容に鑑み、ここでは「その他の製造業」の賃金を用いた。
 5. 「教育、学習支援業」の賃金は「その他の教育、学習支援業」の賃金を用いた。
 6. 「医療、福祉」の賃金は「医療業」の賃金を用いた。
 7. 「複合サービス事業」の賃金は「協同組合(他に分類されないもの)」の賃金を用いた。
 8. 「公務(他に分類されるものを除く)」、「分類不能の産業」、「区分不明」の賃金は「その他の事業サービス業」の賃金を用いた。
 (出所) 「賃金センサス(平成28年賃金構造基本統計調査)」第2巻、「週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(国別編)」、「週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(会社別編)」。

4-2 社会保険料負担軽減額の推計

以上の作業を踏まえ、本項では、イギリスにおける日系企業の社会保険料負担額（すなわち社会保障協定による社会保険料負担軽減額）を推計しよう。

イギリスにおける日系企業の派遣従業員と企業が負担すべきであった社会保険料は、上記表5にまとめた産業ごとあるいは業種ごとの派遣従業員数と、表6にまとめた産業ごとあるいは業種ごとの賃金額を突き合わせることによって推計できる。

推計に当たって、次の仮定を置く。

仮定5：派遣従業員の形態は、全員国内法人に籍を置いたまま海外に向向する在籍出向である。

仮定6：派遣従業員の賃金は、国内で働いていた場合と同じ金額が支払われる。

たとえば、食料品製造業の企業に勤務する20歳代男性の場合、平均賃金は348万6,000円であるが、この金額は日本国内でもイギリスでも同額の支給を受けると仮定するのである。この男性のイギリスでの公的年金（国家年金）保険料は、次のように計算される。

第3節でみたように、イギリスの国家年金の保険料率（被用者分）は、所得に応じて2段階の料率が適用される。ここでは週給ベースではなく、週給を52倍して年間所得ベースに換算してその仕組みを再掲すると、年間所得8,060ポンド（約119万円）～4万3,004ポンド（約634万7,000円）に対する保険料率（「第1段階の保険料率」という）は12%、4万3,004ポンドを超える部分に対する保険料率（「第2段階の保険料率」という）は2%となる。一方、企業側が負担する保険料率は、従業員の所得に関係なく一律13.8%である。

今例示しているケースでは、年間所得が348万6,000円であるから、この人の場合には、適用される保険料率は本人負担分が12%、事業主負担分が13.8%で、合計25.8%になる。実際に計算すると、保険料は約89万9,400円になる。

もう1人、化学工業の企業から派遣された40歳代の女性の場合を取り上げよう。表6によれば、この女性従業員の年間所得は721万4,000円であり、第1段階の保険料率適用の所得の上限(634万7,000円)を超えている。そこで、保険料の計算は次のようになる。

- ・第1段階の保険料：634万7,000円×25.8% = 163万1,000円
- ・第2段階の保険料：(721万4,000円 - 634万7,000円)×13.8%
= 11万9,000円
- ・合計保険料 = 第1段階の保険料 + 第2段階の保険料 = 175万円

表6において、従業員の年間所得が634万7,000円を超えているために第1段階の保険料率に加え、第2段階の保険料率も適用されるケースのセルを網掛けにしている。そこで、第1段階の保険料率だけが適用されるケース(保険料率25.8%)および第1段階と第2段階両方の保険料率(25.8%と15.8%)が適用されるケースについて、全産業、全業種の20歳代～50歳代の全男女について計算を行い、それらを集計する。その結果が表7に示されている。すなわち、日英社会保障協定によってもたらされた、イギリスにおける日系企業の社会保険料負担軽減総額は、約119.7億円であった。

ところで、前節でも触れたように、イギリスの社会保険料には、公的年金(国家年金)だけではなく、雇用および生活支援手当、遺族年金、障害者年金、傷病手当、出産手当、求職者手当等の財源も含まれている。日英社会保障協定の適用範囲は公的年金保険だけであるが、イギリスの国民保険制度は一元的に運用されているため、日英社会保障協定の締結により、本来、社会保障協定の適用対象外である保険や手当の負担額も免除になっ

表7 イギリスの日系企業の社会保険料負担軽減額 (2016年)

産 業	業 種	(単位：千円、%)											
		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計	割合
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
農業、林業	農林水産	2,920	910	6,425	1,741	7,532	1,857	3,329	851	20,206	5,359	25,564	0.2
	鉱業、採石業、砂利採取業	24,285	5,068	50,905	12,736	46,420	15,443	23,695	5,633	145,305	38,880	184,185	1.5
建設業	建設	11,760	2,095	21,621	5,801	18,593	7,375	10,532	3,245	62,514	22,334	84,848	0.7
	食料品	17,097	3,784	35,807	7,165	37,734	8,566	18,149	2,820	108,779	22,334	131,113	
製造業	繊維・衣服	13,034	2,256	29,922	6,483	32,799	8,338	16,581	3,105	92,337	20,182	112,519	
	化学	33,046	20,972	165,421	43,423	149,346	59,088	74,287	23,041	462,100	146,524	608,624	
	医薬品	38,948	11,846	88,460	22,496	80,573	31,256	39,905	13,222	247,885	78,819	326,704	
	石油石炭	11,136	1,966	21,457	4,821	18,487	5,393	10,529	2,604	61,609	14,784	76,393	
	ゴム製品	6,403	890	12,093	2,842	12,631	3,064	6,614	1,030	37,740	7,827	45,567	
	ガラス・土石	6,288	873	12,942	3,009	13,202	3,187	6,817	1,116	39,249	8,185	47,434	
	非鉄金属	9,283	4,642	19,299	4,516	18,185	6,321	10,141	2,456	56,909	17,935	74,844	
	金属製品	6,554	846	12,016	2,989	13,112	3,236	6,681	1,078	38,364	8,149	46,513	
	機械	70,224	15,070	158,188	34,126	149,246	45,337	74,068	18,194	451,726	112,726	564,452	
	電気機器	70,901	15,488	152,413	32,413	154,073	39,620	77,250	17,473	454,637	104,994	559,630	
電気・ガス・熱供給・水道業	輸送機器	75,125	17,189	165,497	38,211	154,152	51,849	77,333	22,301	472,106	129,551	601,657	
	精密機器	29,560	6,372	66,222	12,823	64,033	18,432	31,488	7,807	191,302	45,435	236,737	
	他製造業	35,594	8,901	80,615	16,502	80,381	23,451	39,566	9,176	236,156	58,030	294,187	
	電力・ガス	15,519	3,869	37,678	8,619	34,682	12,478	16,727	4,975	104,586	29,941	134,527	1.1
	通信	7,841	1,880	17,811	3,600	16,717	5,172	8,473	1,346	50,842	11,998	62,840	
	放送	5,886	1,082	14,772	3,822	13,538	4,985	7,281	1,947	41,477	11,835	53,312	
	情報通信業	3,826	1,102	14,830	4,168	13,582	4,983	7,253	1,862	41,462	12,116	53,577	4.8
	新聞・出版	49,795	11,843	113,017	27,876	101,789	34,713	51,177	15,175	315,779	89,607	405,386	
	郵便業、郵便業	10,071	2,310	19,365	3,839	19,649	4,936	9,364	1,699	58,449	12,784	71,234	
	運輸業、郵便業	貨物運送	19,720	4,919	44,314	11,502	42,714	14,344	21,548	5,500	128,297	36,265	164,562
海運		10,052	1,797	21,786	5,207	19,557	8,458	11,184	3,711	62,580	19,174	81,754	
航空		23,071	4,659	43,515	8,934	46,198	11,004	24,292	4,195	137,076	28,792	165,868	
倉庫・物流		25,436	5,184	44,743	12,946	40,206	16,412	20,719	6,740	131,104	41,283	172,386	
総合卸売		921		2,332	873	2,727	971	1,442	7,422	7,422	1,844	9,266	
繊維・衣服卸売		10,994	2,824	24,214	5,315	26,227	6,899	13,253	3,441	74,687	18,479	93,166	
食料品卸売		15,484	3,645	37,687	7,883	34,666	10,344	16,810	4,350	104,647	26,222	130,869	
医薬品卸売		18,199	4,099	40,997	9,974	38,041	12,715	18,522	6,082	115,758	32,870	148,628	
石油・燃料卸売		6,695	919	14,779	3,432	13,403	3,930	7,023	1,478	41,901	9,758	51,659	
ガラス・土石卸売		3,307	914	8,201	2,289	8,457	2,579	3,225	1,448	23,691	7,231	30,922	
鉄鋼・金属卸売	12,164	2,747	29,496	5,722	26,478	9,063	13,556	4,367	81,694	21,898	103,592		

卸売業、小売業	54,733	11,907	121,180	27,805	110,058	37,483	54,625	16,449	340,596	93,644	434,240	23.1
機械卸売	95,841	21,176	217,821	48,944	201,669	67,060	100,350	30,365	615,681	168,191	783,872	
輸送機器卸売	30,563	6,899	66,844	15,588	60,911	21,419	31,671	9,876	189,989	53,782	243,771	
精密機器卸売	26,057	5,795	60,618	14,038	55,936	18,032	28,310	8,054	170,921	45,918	216,839	
他卸売	30,138	6,683	72,340	16,437	67,414	21,475	33,156	8,112	203,047	52,708	255,755	
百貨店	878	2,454	874	874	3,028	900	1,640	8,000	8,000	1,774	9,774	
専門店	845	2,401	2,401	809	3,247	709	1,752	8,245	8,245	1,517	9,762	
専門店(その他)	5,768	1,440	11,776	2,496	12,718	3,645	6,961	1,890	37,223	9,470	46,693	
自動車販売	2,116	904	6,006	1,089	5,091	1,309	3,610	1,470	16,822	4,771	21,593	
銀行	14,952	2,895	36,289	9,251	31,765	11,751	16,944	4,064	99,950	27,962	127,912	
証券、貸金・信販・カード等	30,620	7,025	70,534	15,866	64,281	21,248	31,542	8,115	196,977	52,254	249,230	
金融業、保険業	15,161	3,544	30,174	8,311	27,449	10,078	14,160	5,212	86,944	27,145	114,089	9.2
投資・投資顧問、商品先物	52,504	10,969	97,379	29,614	89,765	34,663	45,338	13,440	284,986	88,685	373,671	
投資業等	37,516	6,272	67,505	13,618	61,386	16,569	30,050	7,291	196,456	43,750	240,206	
生命保険、損害保険	17,057	3,699	37,809	7,494	34,751	11,290	16,830	3,316	106,448	25,799	132,247	1.6
不動産	6,872	1,782	16,629	3,438	16,608	5,079	8,577	1,191	48,686	11,490	60,176	
リース	12,589	2,331	23,325	5,811	22,060	8,497	10,706	3,844	68,679	20,483	89,162	
学術研究、専門・技術サービス業	5,030	1,144	11,522	2,831	11,866	4,121	5,321	1,700	33,739	9,796	43,535	8.3
学術研究、専門・技術サービス業	118,919	26,628	232,662	64,218	210,136	72,572	105,226	32,768	666,943	196,186	863,129	
締括会社	4,789	746	10,220	2,860	11,629	3,065	6,338	913	32,975	7,584	40,559	0.6
ホテル	4,771	1,282	9,283	2,036	9,558	2,683	4,616	1,329	28,228	7,330	35,558	
飲食・外食	8,191	1,614	18,268	4,079	20,928	5,402	9,825	2,268	57,213	13,362	70,575	0.8
旅行	2,699	801	6,417	2,011	7,841	2,117	3,225	1,067	20,182	5,995	26,177	
生活関連サービス業、娯楽業	17,738	3,794	38,410	9,053	39,506	12,414	20,133	5,040	115,787	30,361	146,148	1.3
教育、学習支援業	16,024	3,918	34,891	8,220	40,039	10,879	22,528	3,825	113,483	26,843	140,325	1.2
医療、福祉	7,910	1,506	14,508	3,182	14,153	4,010	6,884	1,613	43,456	10,312	53,768	
複合サービス事業	2,243	6,313	6,313	1,001	5,106	1,170	3,560	1,122	17,224	3,294	20,517	5.2
カーサービス業	74,491	15,725	150,958	33,417	152,318	40,185	67,269	14,298	445,036	103,626	548,662	
(他に分類されないもの)	37,189	8,343	74,939	17,197	73,913	20,871	34,189	7,222	220,229	53,632	273,862	2.3
公務(他に分類されるものを除く)	20,862	4,550	42,503	9,458	41,884	12,175	19,374	4,012	124,622	30,196	154,818	1.3
分類不能の産業	1,521,112	340,945	3,269,663	770,934	3,110,297	995,062	1,551,803	409,649	9,452,875	2,516,590	11,969,465	100.0
区分不明	12.7	2.8	27.3	6.4	26.0	8.3	13.0	3.4	79.0	21.0	100.0	
合 計												
割 合												

(注) 各欄の金額は千円未満の端数を四捨五入して表示されている。その関係で、各欄の金額の合計が「男性計」「女性計」「合計」欄等の金額と一致しないケースがある。

(出所) 筆者作成。

ている。本稿の目的である、社会保障協定の対象である公的年金保険料負担がどの程度軽減されたかをみるには、厳密に言えば、社会保険料のうち公的年金保険料部分のみに係る軽減額を計算しなければならない。しかし、残念ながら、公的年金保険料だけの保険料率を切り分けることはできない。以上の点を考慮すれば、社会保険料軽減額の約119.7億円という推計値は、われわれの分析目的からすれば、やや過大な大きさになっている点に注意する必要がある。

おわりに

本稿の目的は、2016年において、イギリスに進出している日系企業が、日英社会保障協定によって、どのくらい社会保険料負担額を免れているかを推計することであった。データの制約が大きいため、われわれはいくつかの大胆な仮定（仮定1～6）を置きながら、推計作業を進めた。その意味で、推計結果は相当ラフなものといわざるを得ない。しかしながら、イギリスにおける日系企業の社会保険料負担の軽減額を推計できたことの意義は小さくないと思われる。

われわれが推計したイギリスにおける社会保険料軽減額（約119.7億円）をどう評価するかはむずかしい。注7)で言及した、協定締結に当たり政府（厚生労働省）が国会に提示した試算によれば、日英社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額は約50億円と推計されている。われわれの推計値はこの2.4倍である¹⁸⁾。

筆者は同様の手法で、引き続き他の国（社会保障協定の締結国も非締結国

18) 植村（2019）を参照せよ。政府の試算において使用されたデータは2000年頃のものと思われる。政府の推計の時期とわれわれの推計の時期が十数年離れていること、政府の推計の方法が不明であること等を考慮すると、両者の推計結果を比較するには十分慎重でなければならない。

も)についても年金保険料負担軽減額(社会保障協定締結国)または年金保険料負担額(社会保障協定非締結国)を計測したいと考えている。

イギリスにおける日系企業の社会保険料負担軽減額の評価は、他の国の推計結果を出した後に改めて行いたい。

付記 本稿は、科学研究費(「社会保障協定が日本の海外進出企業に及ぼす影響に関する実証研究」(課題番号26380375))による研究成果の一部である。

参考文献

- 植村真行(2019)「社会保障協定の意義と今後の課題―日・中社会保障協定の締結を踏まえて―」『立法と調査』No.414, 111-123ページ。
- 厚生労働省政策統括官(統計・情報制作担当)編(2017)『賃金センサス(平成28年賃金構造基本統計調査)』(全5巻)労働法令, 2017年7月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016(国別編)』第6654号, 東洋経済新報社, 2016年4月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016(会社別編)』第6661号, 東洋経済新報社, 2016年5月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(国別編)』第6721号, 東洋経済新報社, 2017年4月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(会社別編)』第6727号, 東洋経済新報社, 2017年5月。
- 藤森克彦(2016)「イギリスの年金制度」『年金と経済』第35巻第1号(通巻第135号)184-190ページ。
- 御船洋(2010)「社会保障の国際的調整―社会保障協定の現状と課題―」片桐正俊・御船洋・横山彰編著『グローバル化財政の新展開』中央大学出版部, 31-66ページ。
- 御船洋(2018a)「社会保障協定締結による公的年金保険料負担削減効果の検証―ドイツの日系企業の場合―」『商学論纂』第59巻第3・4号, 539-573ページ。
- 御船洋(2018b)「日系企業の海外における公的年金保険料負担額の推計―イタリアの日系企業の場合―」『企業研究』第33号, 57-77ページ。
- 御船洋(2019a)「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証―オランダの日系企業の場合―」『企業研究』第34号, 1-23ページ。
- 御船洋(2019b)「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推

計—ベルギーの日系企業の場合—」『商学論纂』第60巻第5・6号, 221-250ページ。

御船洋 (2019c) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—ルクセンブルクの日系企業の場合—」『企業研究』第35号, 1-20ページ。

御船洋 (2019d) 「社会保障協定締結による日系企業の公的年金保険料負担軽減額の推計—アイルランドの日系企業の場合—」『商学論纂』第61巻第1・2号, 271-304ページ。

御船洋 (2020a) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—ハンガリーの日系企業の場合—」『企業研究』第36号, 1-20ページ。

御船洋 (2020b) 「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—スイスの日系企業の場合—」『商学論纂』第61巻第5・6号, 481-523ページ。

御船洋 (2020c) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—チェコの日系企業の場合—」『企業研究』第37号, 1-19ページ。

御船洋 (2020d) 「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—スペインの日系企業の場合—」『商学論纂』第62巻第3・4号, 151-180ページ。

御船洋 (2021a) 「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—フランスの日系企業の場合—」『経済研究』(成城大学)第231号, 149-186ページ。

御船洋 (2021b) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—カナダの日系企業の場合—」『企業研究』第38号, 151-174ページ。

御船洋 (2021c) 「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—ブラジルの日系企業の場合—」『商学論纂』第62巻第5・6号, 497-526ページ。

参考資料 (URL)

外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html) (2021年6月30日最終閲覧)

厚生労働省「2016年海外情勢報告」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/>) (2021年6月30日最終閲覧)

(社)日本経済団体連合会・(社)日本在外企業協会・(社)日本貿易会(2006)「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算(アンケートより)」(<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/069shiryo.pdf>) (2021年6月30日最終閲覧)

日本年金機構「社会保障協定」(<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>) (2021年6月30日最終閲覧)

Social Security Administration (2016) *Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2016 - United Kingdom* (<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2016-2017/europe/united-kingdom.pdf>) (2021年6月30日最終閲覧)